

○熊本県警察の被留置者の留置に関する訓令の運用について(通達)

平成19年9月28日

熊警第1137号

【概要】

本通達は、留置施設の管理運営及び被留置者の処遇を定めた、熊本県警察の被留置者の留置に関する訓令(平成19年熊本県警察本部訓令第20号)の解釈及び留意事項を定めたものである。